

令和6年8月1日から

中部検査部・愛知主管事務所管内の各事務所等が実施する前照灯検査は

すれ違い用前照灯(ロービーム)審査に 完全移行します

◆新たなヘッドライトの審査手順

(令和6年8月1日以降)

対象車はすべての入場回において、すれ違い用前照灯のみで計測を行います。(2回目入場時以降であっても走行用前照灯(ハイビーム)での計測を行いません。)

◆対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車(トレーラ等を除く。)

【ロービーム検査の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか? また、暗くて不安を感じることはありませんか?

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズれていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、車検制度において定期的に検査することとしています。



対向車のまぶしいヘッドライト



バックミラーに映るまぶしいヘッドライト